平成２１年（フ）第３００号
山梨県甲斐市團子新居323番地３
債務者　植田　清一
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０５号
山梨県甲府市緑が丘１丁目６番21号
債務者　矢崎　総明
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３０６号
山梨県甲府市上曽根町2423番地
債務者　柳川　福和
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第３２３号
山梨県中央市西新居291番地　藤巻住宅
債務者　内田由利子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２６号
長崎県西彼杵郡長与町吉無田郷1221番地212、旧住所長崎県長崎市寄合町２番21―205号
債務者　森田　栄子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７５号
長崎県長崎市稲田町10番16号　山下アパート１号室
債務者　古川　幸子（旧姓小森）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
大分市明野東５丁目11番２―98号
債務者　濱邉　洋子
1　決定年月日時　平成21年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第４９６号
大分市大字曲950―３　リバーハウス302、住民票上の住所大分市大字市437番地の８
債務者　河津　　拓
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第５５７号
大分市中央町４丁目１番14―402号パークサイドにし新町
債務者　田崎真由美
1　決定年月日時　平成21年９月11日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６０号
福島県南相馬市原町区上太田字陣ケ崎135番地の８、住民票上の住所福島県双葉郡富岡町小浜６番地　深谷第１団地第８号
債務者　松本　好幸（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第９１号
福島県いわき市内郷高坂町大平95番地の13　立野ハイツ10
債務者　高原　大助
1　決定年月日時　平成21年９月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２１年（フ）第１１２号
群馬県桐生市相生町１丁目193番地の１　パナハイツ三田203号
債務者　岩﨑　眞福
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２１年（フ）第４８４号
岐阜市日野北５丁目13番17号
債務者　棚橋　幹夫
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第７０号
岐阜県下呂市野尻1549番地２
債務者　今井富士子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第７９号
岐阜県高山市石浦町１丁目499番地
債務者　川上　久代
1　決定年月日時　平成21年９月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２１年（フ）第２９号
静岡県賀茂郡河津町見高2316番地の244
債務者　相川　治男
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２１年（フ）第３０号
静岡県賀茂郡河津町見高2316番地の244
債務者　相川ナナ子
1　決定年月日時　平成21年９月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年11月13日まで
静岡地方裁判所下田支部